

軽自動車税の手続き（申告）方法

～原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車（農耕用作業自動車）など～

軽自動車税は毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。

バイク（125cc以下）やフォークリフト、トラクター、コンバインなどは軽自動車税の対象です。車両を取得した方は速やかに申告の手続きをお願いいたします。

申告内容		手続きに必要なもの	
登録	新規登録	住民登録が豊後大野市の方	①販売証明書 ^{※1} など車台番号、排気量が確認できるもの ②印鑑 ③身分証明書（運転免許所など）
		住民登録が豊後大野市以外の方（定置場が豊後大野市）	①販売証明書 ^{※1} など車台番号、排気量が確認できるもの ②印鑑 ③身分証明書（運転免許所など） ④定置場の住所が確認できるもの ^{※2}
	市外からの転入	市外でナンバープレートを返納済の方	①廃車証明書 ②印鑑 ③身分証明書（運転免許所など）
		ナンバープレートが付いたままの方（前住地で返納してない方）	①ナンバープレート ②印鑑 ③標識交付証明書または販売証明書 ④身分証明書（運転免許所など）
名義変更	①市外でナンバープレートを返納済の方 ②ナンバーも変更する時	①廃車証明書 ②印鑑 ③身分証明書（運転免許所など）	
	ナンバープレートが付いたままの方	①ナンバープレートの番号が確認できるもの ^{※3} ②新旧所有者の印鑑 ③身分証明書（運転免許所など）	
廃車	使用停止など（豊後大野市内・市外ナンバー）	①ナンバープレート ②印鑑 ③標識交付証明書 ^{※4} または車台番号、排気量など確認できるもの ④身分証明書（運転免許所など）	

※1 申告書に販売店印がある場合は不要です。申告書は本庁・支所窓口に用意しております。

※2 郵便物など豊後大野市での定置場が確認できるもの。

※3 ナンバープレート写真や標識交付証明書など。

※4 新規登録時に交付された証明書。

○盗難にあった車両は、警察署へ盗難届を提出後、廃車の手続きをしてください。

○標識のき損又は亡失が故意又は過失に基づくときは、弁償金として 200 円を納めていただきます（豊後大野市税条例 9 1 条の 8）

○上記以外の軽自動車税の手続きは下記にお問い合わせください。

車種	問い合わせ先	住所	電話
四輪乗用・貨物（自家用・営業用） 軽自動車	大分県軽自動車検査協会	〒870-0108 大分市大字三佐 5 丁目 1 番 27 号	097-524-0222
バイク（126～250cc）			
バイク（251 cc～）	九州運輸局 大分運輸支局	〒870-0906 大分市大州浜 1-1-45	050-5540-2087
普通自動車			

<お問い合わせ>

豊後大野市役所 税務課 民税係

代表電話 0974-22-1001【2102】